

環境物品等の調達の推進を図るための方針

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の令和 2 年度における調達の目標

令和 2 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和 2 年 2 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

コピー用紙	調達を実施する品目については、調達目標は 100 % とする。
フォーム用紙	
インクジェットカラープリンタ用塗工紙	
塗工されていない印刷用紙	
塗工されている印刷用紙	
トイレットペーパー	
ティッシュペーパー	

※印刷用紙等の調達が困難となる場合には、業務・事業の継続を確保するため、当分の間、調達予定物品等の納入が難しいことを確認した上で、特定調達物品以外からの調達等、柔軟に対応する。

2. 文具類

シャープペンシル	調達を実施する品目については、調達目標は 100 % とする。
シャープペンシル替芯	
ボールペン	
マーキングペン	
鉛筆	
スタンプ台	
朱肉	
印章セット	
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	
ステープラー（汎用型）	

ステープラー（汎用型以外）
ステープラー針リムーバー¹
連射式クリップ（本体）
事務用修正具（テープ）
事務用修正具（液状）
クラフトテープ
粘着テープ（布粘着）
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット（玉）
マグネット（バー）
テープカッター
パンチ（手動）
モルトケース（紙めくり用スponジケース）
紙めくりクリーム
鉛筆削（手動）
OAクリーナー（ウェットタイプ）
OAクリーナー（液タイプ）
ダストブロワー
レターケース
メディアケース
マウスパッド
OAフィルター（枠あり）
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHPフィルム
絵筆
絵の具
墨汁
のり（液状）（補充用を含む）
のり（澱粉のり）（補充用を含む）
のり（固形）（補充用を含む）
のり（テープ）
ファイル
バインダー
ファイリング用品
アルバム（台紙を含む）
つづりひも
カードケース
事務用封筒（紙製）
窓付き封筒（紙製）
けい紙
起案用紙

ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
---	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローバーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

4. 画像機器等

コピー機等（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機） プリンタ等（プリンタ、プリンタ複合機） ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	当該年度に購入する物品及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

5. 電子計算機等

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	当該年度に購入する物品及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

6. オフィス機器等

・ シュレッダー ・ デジタル印刷機 ・ 掛時計 ・ 電子式卓上計算機 ・ 電池（一次電池又は小形充電式電池）	当該年度に購入する物品及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

7. 移動電話等

・ 携帯電話 ・ PHS ・ スマートフォン	当該年度に購入する物品及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
------------------------------	---

8. 家電製品

・ 電気冷蔵庫 ・ 電気冷凍庫 ・ 電気冷凍冷蔵庫 ・ テレビジョン受信機 ・ 電気便座 ・ 電子レンジ	当該年度に購入する物品及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。 (電気冷蔵庫等は基準値1※を満たすもの)
---	---

※判断基準のうち、最低限の環境性能をみたすものは「基準値2」、より高い環境性能を満たすものは「基準値1」と設定されている。

9. エアコンディショナー等

・ エアコンディショナー ・ ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ ストーブ	当該年度に購入する物品及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

10. 温水器等

・ ヒートポンプ式電気給湯器 ・ ガス温水機器 ・ 石油温水機器 ・ ガス調理機器	当該年度に購入する物品及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

11. 照明

・ LED照明器具 ・ LEDを光源とした内照式表示灯 ・ 蛍光ランプ（大きさ区分40形 直管感光ランプ） ・ 電球形状のランプ	当該年度に購入する物品及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。 (LED照明器具は、基準値1を満たすもの)
--	--

12. 自動車等

・ 自動車	当該年度に購入する物品及び新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
・ 乗用車用タイヤ ・ 2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

13. 消火器

消化器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-----	------------------------------

14. 制服・作業服

制服 作業服 靴 帽子	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
----------------------	--

15. インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフティッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	--

16. 作業手袋

作業手袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------	------------------------------

17. その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。 なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
---	--

18. 設備

太陽光発電システム	調達の予定はない。
太陽熱利用システム	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
エネルギー管理システム	調達の予定はない。
節水機器 日射調整フィルム	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

19. 災害備蓄用品

ペットボトル飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 非常用携帯電源 携帯発電機	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

21. 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送（自動車）	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

22. ごみ袋等

プラスチック製ごみ袋	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------	------------------------------

II. 特定調達物品等以外の令和2年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークやエコリーフなどの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 独立行政法人労働政策研究・研修機構内に、別紙のとおり、グリーン購入の調達推進のための推進体制を設ける。
2. 本調達方針は、上石神井研究所及び労働大学校を対象とする。
3. 調達の実績は、各品目毎に取りまとめ公表する。
4. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
5. 調達する品目に応じて、エコマーク、エコリーフ等の環境ラベルの情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
6. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
7. 本調達方針に基づく調達担当窓口は、総務部会計課とする。

独立行政法人労働政策研究・研修機構グリーン調達推進体制の概要

